

## 新型コロナウイルス感染症に関わる

### 市立小・中学校の臨時休業措置と再開の基準について（令和3年1月12日更新）

草津市教育委員会

草津市立小中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の臨時休業措置および再開の基準は、下記のとおりです。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、見直す場合があります。

#### 【臨時休業措置の基準】

市立小中学校において、以下の状況が発生した場合は、対象校を学校保健安全法第20条に基づき、学級単位もしくは、学年単位、状況により学校全体での臨時休業とします。

なお、学級単位や学年単位での臨時休業措置については、令和3年1月5日付2文科発第1445号通知の「児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したこのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは控えてください。」に基づくものです。

状況：児童生徒又は教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合

対象校：当該児童生徒又は教職員が在籍する学校

#### 【学校名の公表】

市立小中学校において、新型コロナウイルス感染症に関して学校全体を臨時休業とする場合に限り、保護者や地域における感染拡大防止を趣旨として学校名を公表します。

なお、学級・学年単位での臨時休業措置については、学校名を公表しません。

#### 【臨時休業措置決定の流れ】

- ・児童生徒の保護者ならびに教職員は、体調不良等により受診した医療機関からPCR検査を勧められた時点で、学校に報告をし、学校は速やかに市教委に報告してください。
- ・PCR検査結果が陽性だった場合、学校は、保健所等の指導に従って、当該者にかかる必要な情報を市教委に提供してください。（例：発症した日から遡って2週間分の時間割、使用教室、使用教室の換気の有無、マスクを外した時間帯、学校外の行動概要等）
- ・当該者にかかる情報をもとに、市対策本部会議で臨時休業の範囲や期間を協議して決定します。

#### 【感染者との濃厚接触が疑われる場合】

感染者が発生した場合は、保健所等と連携し、濃厚接触者となった児童生徒の保護者に個別連絡を行います。併せて濃厚接触者でない児童生徒には、個別連絡が終了した旨の学校メール配信を、学校から行います。

#### 【再開の基準】

保健所等と協議し、感染拡大防止対策として行う下記事項の完了後、当該校の臨時休業措置を解除し、教育活動を再開します。

なお、臨時休業から再開までの期間は、原則3日間（土日祝を含む）とし、更なる感染拡大が懸念される場合は、保健所等の指導を踏まえ、休業期間を延長します。

- ・当該校における学校施設の消毒作業
- ・当該校における濃厚接触者の特定と連絡

#### **【臨時休業期間中の学校預かり】**

新型コロナウイルス感染者が確認されたことにより臨時休業措置をとった学校においては、消毒作業等のため、休業期間中の「学校預かり」はいたしません。

#### **【臨時休業期間中の学校施設開放について】**

学校全体および学級・学年単位での臨時休業であっても、臨時休業期間中は学校施設開放を中止します。

#### **【臨時休業期間中の児童育成クラブの利用】**

新型コロナウイルス感染症が確認されたことにより臨時休業措置をとった学級・学年に在籍する児童育成クラブの児童については、学校の臨時休業期間中は、児童育成クラブを利用できません。（その他の児童については、通常どおり利用できます。）

#### **【臨時休業中の学習の保障】**

臨時休業期間中の家庭学習については、課題のポスティングや郵送、オンライン授業や学校連絡メール等を通して実施します。

また、臨時休業により6月時点で再編成した教育課程内容が未指導になってしまうと想定される場合は、学校再開後から3月末までの期間に必要な時数を土曜授業で行うこととします。